

氏名権、親の命名権をめぐる比較法的考察

— 日本の実務と中国の指導案例 89 号「北雁雲依」事件、
中国民法典の人格権規定から

長 友 昭

要 旨

本稿では、日本法と中国法における氏名権・姓名権および親の命名権について、日中両国の現行法の解釈と実務の状況を紹介することによって明らかにする。日本における氏名権は、民法にはほとんど規定がなく戸籍法の関連規定があるのみであるが、司法の実務では、命名権の制限の基準について「悪魔」ちゃん事件で見られるように権利濫用禁止の法理が用いられることが多い。しかし、氏名権の性質からすれば、公共の福祉の保護ないし公序良俗違反の基準が適切である場面も多い。中国については、姓名権として 1986 年の民法通則や婚姻法において認められていたものが、司法・立法のレベルでさらに解釈され、今般の民法典の中で人格権編に規定が置かれることになった。その過程で生じた「北雁雲依」事件や「趙 C」事件を検討すると、公序良俗違反の視点や公共の利益の視点で判決が出されており、その成果が中国民法典の規定にも取り入れられたといえる。

キーワード：氏名権、姓名権、中国民法典、人格権

I はじめに

本稿は、日本法と中国法における氏名権・姓名権および親の命名権の役割を比較検討することにより、近時制定された中国民法典における姓名権の意義を明らかにするものである。これによって、中国民法典における姓名権の特徴ないし到達点を明らかにするとともに、氏名権に関する明文の規定のない日本法への示唆を得ようとするものである。

そこで以下では、まず、比較法の視点から、日本法における氏名権の現状と課題を法制度および関連裁判例の紹介によって検討する。具体的には、民法および戸籍法における規定およびその解釈をめぐる諸学説を概観する。そのうえで、親の命名権に関する「悪魔」ちゃん事件の検討を通して、日本法における実務的な取扱いの特徴を明らかにする（→II）。他方で、中国法については、姓名権に関する民法通則や婚姻法の規定とその解釈の過程で現れた立法解釈や司法解釈を概観することで、姓名権をめぐる法解釈の展開と課題を明らかにする。そのうえで、法解釈の課

題を指摘するような問題として、中国社会でも大きな議論を呼んだ「北雁雲依」事件や「趙C」事件を取り上げて、実務の動向を分析するとともに、今般の民法典の中で姓名権として人格権編の中に置かれることとなった規定の意義を明らかにする（→Ⅲ）。以上の議論をふまえて、日本法における人格権関連の民法改正の可能性を検討するとともに、中国民法典における人格権の意義を民法の一般条項である公序良俗、権利濫用、公共の福祉等の観点から比較考察する（→Ⅳ）こととしたい。

Ⅱ 日本法における氏名権、親の命名権

Ⅰ 日本法における氏名権概説

日本法においては、いわゆる氏名権について、おおむね以下のように理解されている。すなわち、氏名権とは、人がその氏名について有する法律上の利益をいい、氏名は、個人を他人から識別特定する機能があるが、さらに個人の人格の形成という点からも重要な意義をもつものである、というものである⁽¹⁾。関連して、氏名権を人格権の視点から考察する有力な研究もある⁽²⁾。

Ⅱ 氏名と法

もっとも、日本法では氏名権を明文で規定する条文はなく、諸外国の法律とは異なる面がある。日本法には氏名についての一般的な規定はなく、個々の場合における氏名について規定が置かれているだけである⁽³⁾。

(1) 氏について

まず、氏の取得・変更については、日本法においても比較的詳細な規定があり、また、婚姻制度との関連で、多数の裁判例の蓄積もある⁽⁴⁾。氏に関する民法と戸籍法の規定を見ると、民法では夫婦と親子関係に分けて規定されている。そして、親子関係では、実子と養子とに分かれて規定されており、すなわち実子に関する民法790条1項では、「嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。」と規定する一方で、同2項では「嫡出でない子は、母の氏を称する。」と規定する。また、養子の氏については民法810条で「養子は、養親の氏を称する。」と規定し、離縁については民法816条1項で「養子は、離縁によって縁組前の氏に復する。」と規定する。

他方で、戸籍法では、「やむをえない事由」があるときの氏の変更の規定がある（戸籍法107条1項「やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得して、その旨を届け出なければならない。」）。

(2) 名について

これに対して、名についての規定は少ない。これは、「名」というものが、当然・自明のものとして常識的な理解ないし想定がされており、所与の前提として議論されるところから、この常識的な理解ないし想定が常識の分野と法の分野との両方に足を踏み込んでしまっていることも一因とされる。そのため、「名」には、常識的な意味からの「名」と法的な意味からの「名」が存することとなり、法的な意味からの「名」は、一般法上の「名」と戸籍法上の「名」に分類して考察すべきであるという指摘がある⁽⁵⁾。

もっとも、氏名の記載が民法その他の法律で要求されることは多い。しかし、この氏名はそれほど厳密なものではない。例えば、民法 968 条 1 項における自筆証書遺言の場合の氏名の自署については、条文上は自書が要件となっているが、氏または名のみ記入や、通称や雅号、ペンネーム等であっても、これによって誰が遺言者かを特定することが可能な場合には、有効とされている⁽⁶⁾。また、文言性の極めて高いはずの手形法の分野にあってさえも、その署名は戸籍名に限定されるものではないと解されている⁽⁷⁾。

そして、名の取得・変更については、民法には規定がなく、戸籍法に規定があるだけである。すなわち、子の名の出生の届出に関する規定として、戸籍法 13 条で戸籍内の各人に氏名を記載するよう求めるほか、同 50 条 1 項では「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」と規定する。また、正当な事由があるときの改名として、戸籍法 107 条の 2 では「正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。」と規定する程度である。なお、同 57 条 2 項に棄児の命名権者を市町村長と定める関連規定がある。

このように日本法は、民法および戸籍法にいくつか氏名についての規定を置いているものの、名、氏名権、命名権やその法的保護についての明確な定義規定はないといえる。そのため、関連する裁判例等の実務を見る必要がある。

3 命名権の理論と実務

(1) 名について⁽⁸⁾

名については、穂積陳重によれば「人名の起源は、識別指称の必要上、声音に依る人の符号を設くるに始まりたるもの」であり、「名は声音に依る人の符号にして、識別指称の為めに、出生当時より其人の本号として定着せしめたるもの」と定義されている⁽⁹⁾。また、山主政幸は、英法における氏名の定義を参考にして、名を「ある特定の個人を、他の個人から弁別するもの」とする定義を紹介している⁽¹⁰⁾。裁判例においては、「名はその人を特定する公の呼称である⁽¹¹⁾」や「名は氏と共に人の同一性を示す称号⁽¹²⁾」などとされている。

このように、名は個人を表象するものであるが、その表象の手段は時代の変遷によって変わってきたものとされている。そして、古くは音声によって表象されてきたものが、文字に記載され

るようになると、音声名と文字名の関係が問題となり、その過程で、呼称としての音声名から文字名が独立した地位を占めるにいたったとされる⁽¹³⁾。つまり、法的な命名権を考えるうえで重要になる戸籍名は、名のうちの文字名であり、国の公簿である戸籍簿に記載され、それによって個人を表象するものであるとされる⁽¹⁴⁾。

(2) 命名権について

命名権を考えるにあたり、日本民法には、子の名に関する規定は置かれていない。戸籍法には「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない」（戸籍法 50 条 1 項）という規定があるが、その他の規定は存在しない。そして、出生届には子の名が記載されるが（戸籍法施行規則 59 条の定める出生届様式では記載事項とされているが、戸籍法 49 条ないし戸籍法施行規則 55 条における記載事項ではない）、名を決める権限が誰に属するかは定められていない。ただし、父母（または母）が届出義務者とされている（戸籍法 52 条 1 項 2 項）⁽¹⁵⁾。

そのため、日本における「命名権」の基礎については諸説あるとされる。井戸田博史によれば、(A) 命名権親権固有説と (B) 命名権子固有説に分かれており、さらに命名権子固有説における権利をどのような法的構成によって代行するかによって、(B—①) 事務管理的代行説と (B—②) 親権者代行説があると主張されている⁽¹⁶⁾。すなわち (A) 親権者の権限・作用の一環とするもの⁽¹⁷⁾ では、中川淳によれば「出生子自身がみずから自己の名を定めることができないという意味では、自己決定権は、抽象的、潜在的なものといわなければならない。このように、出生子みずから命名しないということになれば、監護関係という視点から、親権者になる者に第一義的な命名権をあたえるほかない。本人の授権行為もなく、法律規定の存在もない以上、親権者に命名権があると解することは、子の利益・福祉の保護という制度上、自然の理というべきである。」とする。(B—①) 子の固有権・人格権を事務管理的に親権者が代行するとするもの⁽¹⁸⁾ では、戒能通孝によれば「現行の民法そのものの規定からみても、親権に服するのが未成年の子に限られているときに（第 818 条）、名がむしろ一般に終生的であり、身上的であることを考えてみるならば、命名を以て直ちに當然には親権の作用であるとみることはできないであろう。だとすれば命名の本来の基礎は、命名さるべき出生者自身にあり、親権者はそのものため事務管理的にそれを代行するのではあるまいか。親権者が自己の固有権として命名するのではなくて、被命名者の固有権を代行するにすぎないとみた場合、命名に際して起るかなり多くの問題に、より合理的な解決を期待する道が開かれるであろう。それがもし親権本来の歸結だといえ、結局同じことを主張することにはなるけれども、しかし命名はすべての親権行使より子の一身に専屬し、密着する程度が濃厚であるというかぎりにおいて、まさに子の固有権の代行行為に外ならないのである。」とする。(B—②) 子の固有権・人格権を親権者が代理して行使するとするもの⁽¹⁹⁾ では、「名は子自身の固有のものであるが、出生時に子自らが命名することはできないから、誰かに代行してもらう必要がある。⁽²⁰⁾」もっとも、この代行を事務管理的な代行と解すると「親による命

名を親権者が義務なくして子に名をつけるというふうに構成するのは、何としても、多くの親に共通するに人間的な感情に即しない⁽²¹⁾」ものであり、「親権は子の福祉を維持増進させるための義務性を内容とするものであって、子の利益のために、親に与えられている。親のうち、子の福祉を守る親権を行使する者すなわち親権者が、出生子に固有の命名権の代行者とするのが妥当である。⁽²²⁾」とする。

命名権の基礎についていずれの説と解するにせよ、出生子に意思能力がないことに疑いはない。他方で、命名権が親（父母）に固有の権利かということ、祖父母等による命名等も社会に少なからず見られるところであり、それが他の法規や公序良俗に反するとも認められないから、親が子の命名をすることが社会的な必然というわけでもない。この議論は、戸籍法の関連条文や民法 820 条その他の条文、さらには自然法ないし慣習法にまでおよぶ解釈上の争いとして、さらに名付けに関する国民の素朴な感情といった面からの問題として、あるいは日本固有の慣行等をどう評価するかといった問題としてそれぞれの立場からのそれぞれの根拠づけがなされている⁽²³⁾と解される。

特に命名権者については、先例等によると、地方の慣習によって定まるとされている⁽²⁴⁾。また、下級審裁判例では、命名権者を定める過程で命名権に触れるものも少なくない⁽²⁵⁾。他方で、事実上、命名にたずさわることが多い親について、命名に際しての親の裁量が、子の福祉や利益の観点から一定の制約に服すべきかが問題となる。

(3) 「悪魔」ちゃん事件

この点で注目された事例として、いわゆる「悪魔」ちゃん事件⁽²⁶⁾がある。本件では、本件命名の適法性について、「名は、氏と一体となって、個人を表象、特定し、他人と区別ないし識別する機能を有し、本人又は命名権者個人の利益のために存することは勿論であるが、……極めて社会的な働きをしており、公共の福祉にも係わるものである。従って、社会通念に照らして明白に不適当な名や一般の常識から著しく逸脱したと思われる名は、戸籍法上使用を許されない場合がある」。「申立人は、本件命名の理由につき縷々述べるが、要するに、長男は、この命名により、人に注目され刺激を受けることから、これをバネに向上が図られる、本件命名は、マイナスになるかも知れないが、チャンスになるかも知れない、というものである」。このような「命名の意図については理解できない訳ではないが」、「本件「悪魔」の命名は、本件出生子の立場から見れば、命名権の濫用であって」、「例外的に名としてその行使を許されない場合、といわざるを得ない。従って、本件命名につき昭島市長が戸籍管掌者として疑問を呈し、「悪魔」をやめて他の名にすることを示唆（所謂窓口指導）しても、命名者がこれに従わず、あくまでも受理を求めるときには、本件命名は不適法として受理を拒否されてもやむを得ない」。とした⁽²⁷⁾。

(4) 評 価

本件審判例は、命名権が親にあることを明らかにし、さらに子の利益を考慮して、「悪魔」という命名を親の命名権の濫用と判断したものである。

これに関して、すぐれて個人の人格に関わる命名問題に対して行政的介入が抑制的であるべきことはいうまでもない⁽²⁸⁾。他方で、事実上、命名にたずさわる親にとって、わが子の人格の冒瀆や、子に社会的な負の烙印を押す行為が許されない⁽²⁹⁾ということも、人格の冒瀆や社会的な負にあたるか否かの評価基準をどうするかという問題はありつつも、おおむね異論はないだろう。

近時では、児童の権利条約との関連で、権利を享有し行使する主体としての「子」の地位に鑑み、命名権を親権の発露ではなく子の人格権に属するものとする意見⁽³⁰⁾が比較的有力とされている。この視点から本件を見ると、審判が下された平成6（1994）年が、日本政府が子どもの権利条約を批准した年であることから、この審判自体は1994年1月31日なので、子どもの権利条約が批准された同年の4月22日より審判が時間的に先ではあるものの、しかし、審判理由を見ると、家裁の裁判官が子どもの権利条約を意識していることは明らかであると解し、子どもの視点から、親の命名権に制限を加えて、東京家裁八王子支部が、「悪魔」という命名を、子の利益の観点から親の命名権の濫用と判断したことは、評価できる⁽³¹⁾という指摘がある。

また、名は、家庭的というより社会的存在であると解される。その意味では、不適切な命名は、親権の濫用問題というより、「公序良俗」や「公共の福祉」の問題に親しむかもしれないという見解がある⁽³²⁾。この点で、公序良俗の視点からの判断基準として、改名の正当事由とも関連させて、「難解、卑猥（ひわい）、使用の著しい不便、特定（識別）の困難などの名は命名することができない」とする先例がある⁽³³⁾。すなわち、命名の問題は、しばしば親の命名権と子の利益・福祉の相克として論じられるが、社会生活を送るうえで、その子の名を呼ばされる立場の人々の精神的負担ないし物理的負担となりうる点で、公序良俗と共に公共の福祉の問題にもなりうると思われる。

公共の福祉の視点からの裁判例としては、以下のものが参考になる。すなわち「そこで問題は、名づけ文字を制限することは公共の福祉のために必要であるかである。名は名づけられる当人のものであると同時に社会のものである。かりに、人がはなれ島にひとりでくらすならば、名の必要はない。人は常に社会的生活をするものであり、社会生活上当人が自らを指示し、他人がその人を特定指示するに用うるためにあるのが名であつて、現代のごとく人間の数が多く交通機関、通信機関が進歩して、人間と人間の接触交渉が複雑多岐となつた社会においては珍奇難解な文字を用いた名は他人の利益を害する。」とする。その例示として「たとえば、新聞官報その他印刷にあたり、名のためにのみ多数の活字を用意し、もしくは活字を作る設備をしておかなければならないという社会的不経済があり、モノタイプとかライノタイプを利用することを、出来ないしは著しく困難ならしめ、印刷の能率を害し、タイプライターの利用など書類作成の機械化をさまざまたげて、公私の事務処理の能率を害し、電信、電話、ラジオによる通信の能率を害し、かつ、ま

ちがいをおこす原因となるなど、要するに社会生活の能率を害すること多大である。名づけられる当人以外の人々がめいわくするわけである。」という判断基準を示している。したがって「奇名やむづかしい字を用いるものがあつたら、それで損をするものは当人だけだということはできないのである。人の名をつけることは、たとえば、箸のあげおろしのごとく純然たる個人の私事ではないのである。かようなわけであるから、名づけ文字をある範囲に制限することは公共の福祉のために必要であると認められる。」というものがある⁽³⁴⁾。

なお、フランス法には、1993年改正により、命名についての明示的な規制に関する規定が存在する。すなわち、「子の名は父母によって選択される」（仏民57条2項）、「子の名……が子の利益に反する又は第三者の氏に関する権利を侵害すると思われる場合には、身分吏は遅滞なく検察官に告知しなければならない。検察官は家族事件裁判官に申立てをしなければならない」（同3項）。「裁判官は当該名が子の利益に反する又は第三者の氏に関する権利を侵害すると判断したときには、身分簿からの削除を命ずる。両親から上記利益に適合した新たな名の申出がない場合には、裁判官が決めた名を付与する。当該決定は子の身分証書の欄外に記載する」（同4項）というものである。悪魔ちゃん事件における問題状況から、日本においてもフランス法のように規定を整備するよう望む主張がある⁽³⁵⁾。

4 小 括

以上のように、日本法においては氏名権や命名権について定める明文の規定はないが、民法や戸籍法の関連規定によって、氏名や命名の限界が画定され、実務が運用されている。その限界の論拠としては、実務上の名付けの限界事例が多様多様なこともあって、権利濫用を明示的に指摘するもののほか、公序良俗、公共の福祉、国際条約の視点等の様々なものが主張されている。しかし、いずれも明文の規定がないこともあって決め手を欠いている。そのような状況を解消するために、諸外国の立法を参照した法律の規定の創設が望まれているといえる。そこで、以下では、比較の一例として、この分野の最近の立法例でもある、中国法をめぐる状況を見てみよう。

III 中国における姓名権・親の命名権

1 姓名権・親の命名権に関する従来の規定

中国における姓名権は、従来、民法通則ないし婚姻法等で規定されていた。すなわち、民法通則第99条第1項では「公民は、姓名権を有し、自己の姓名を決定、使用および規定により変更する権利を有し、他人が干渉、盗用または冒用することを禁止する。」と規定された。そして、婚姻法22条では「子は父の姓を称することもでき、母の姓を称することもできる。」と規定されていた。

2 姓名権に関する指導事例 89 号の出現

もっとも、上述の民法通則第 99 条第 1 項および婚姻法第 22 条は、文言上、名に関する制限がないと解釈できるものであり、姓についても、父の姓も母の姓も選択できるとするのみであり、父母以外の姓を称することが禁じられるかどうかには言及されておらず、その意味で制限がないとも解釈できる。この点に関して、父母離婚後の子の姓の問題に関する立法解釈として、2009 年 12 月 23 日に「全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和国民法通則」第 99 条第 1 項、「中華人民共和国婚姻法」第 22 条に関する解釈」が出された。これはすなわち「①公民は法により姓名権を有する。公民が姓名権を行使する場合、社会道徳を尊重しなければならない、社会公共の利益を害してはならない。／②公民は原則的に、父の姓または母の姓に従わなければならない。下に列挙する事由の一がある場合は、父の姓または母の姓のほかから姓を選ぶことができる。／(一)他の直系尊属の血縁の姓を選ぶ／(二)法定の扶養者以外の人が扶養していることにより扶養者の姓を選ぶ／(三)公序良俗に反しないその他の正当な理由がある。／③少数民族の公民の姓は、その民族の文化的伝統および風俗習慣に従うことができる。」というものである。

この解釈の第 2 項第 3 号によれば、やはり姓についても自由に選ぶ余地があるように思えるところ、ここで検討されるのが「北雁雲依」事件と称される事件である。この事件は、姓名権に関する従来の法制度の限界にかかる論点を示すものとして、法学上注目されるとともに、個人の自由な名づけを巡る事例として賛否両論の議論を巻き起こし、例年独自にランキングした十大訴訟など、裁判関連の記事も多数掲載する「南方周末」紙の 2015 年の重大な影響のある事件の 6 番目にも紹介されている⁽³⁶⁾。さらにその後、指導性事例 89 号としても取り上げられることとなった。指導性事例としては、民法通則 99 条 1 項、婚姻法 22 条および全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和国民法通則」第 99 条第 1 項、「中華人民共和国婚姻法」第 22 条に関する解釈の理解を整理するものであった。そして、これらの規定は今般の民法典の制定⁽³⁷⁾で、人格権編⁽³⁸⁾の規定(1012 条)に取り込まれることとなった。これによって、どのような変化が生じたのであろうか。そこで、この指導性事例 89 号の全文を紹介して検討する。

指導性事例 89 号

「北雁雲依」が済南市公安局歴下区分局燕山派出所を訴える公安行政登録事件

(最高人民法院裁判委員会が協議して採択し 2017 年 11 月 15 日に公布)

キーワード

行政/公安行政登録/姓名権/公序良俗/正当理由

裁判要点

公民が姓を取得または創設する場合、中華の伝統文化〔伝統文化〕と倫理観念に適合しな

なければならない。個人の好みや願望だけに基づいて父の姓、母の姓のほかから他の姓を選び取る、または新しい姓を創設することは、「全国人民代表大会常任委員会「中華人民共和國民法通則」第99条第1項、「中華人民共和國婚姻法」第22条に関する解釈」第2項第3号で規定する「公序良俗に反しないその他の正当な理由がある」には属さないものである。

関連条文

「中華人民共和國民法通則」第99条第1項

「中華人民共和國婚姻法」第22条

「全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和國民法通則」第99条第1項、「中華人民共和國婚姻法」第22条に関する解釈」

基本的な事案の状況

原告「北雁雲依」の法定代理人である呂曉峰は以下のように主張した。妻の張瑞峰が医院で娘を出産して「北雁雲依」と名づけて、出生証明と計画出産服務マニュアルの新生児戸籍記録登録を行ったと主張した。女兒の戸籍登録の際に、濟南市公安局歷下区分局燕山派出所（以下「燕山派出所」）は戸籍への登録を拒否した。その理由は、子の姓は父親または母親の姓に従わなければならない、つまり、姓は「呂」または「張」でなければならないからというものである。そこで「中華人民共和國婚姻法」（以下「婚姻法」）および「中華人民共和國民法通則」（以下「民法通則」）の姓名権に関する規定に基づき、「北雁雲依」を姓名とする戸籍登録を行うことを被告が拒絶した行為が違法であることを裁判所が確認する判決を出すよう請求した。

被告の燕山派出所は以下のように主張した。法律と上級文書の規定に基づき、「北雁雲依」の戸籍登録を行わなかったのは正しいものである。「民法通則」では、公民は姓名権を有するが、ただし、具体的な規定はない。その一方で、2009年12月23日に最高人民法院は記者会見を開き、夫婦の離婚後の子の姓の変更の問題に関する回答〔答復〕の中で、「婚姻法」第22条は、わが国の法律における子の姓の問題についてなされた専門の規定であり、当該条文は、子は父の姓に従うこともできるし、母の姓に従うこともできると規定するが、第三の姓に従うこともできるとは規定していない。行政機関は、法律による行政をしなければならない、法律に明確な規定のない行為は、行政機関は実施することができず、原告と行政機関はいずれも法律について拡大解釈をする権利はないので、これは子には父の姓に従うか母の姓に従うかの2種の選択のみがあることを意味する。別の角度から述べれば、法律が姓名権について確認していることは、公民が文字記号、すなわち姓名によって他人と明確に区別できるようにすることで、自己の人格と権利を実現するためのものだということである。姓名権は、他の権利と同様に、法律の制限を受け、濫用することはできないのである。新生児が

父の姓に従い、母の姓に従うのは、中華民族の伝統的な習俗であり、この習俗は血縁関係を意味しているもので、父の姓に従っても母の姓に従っても、いずれも血縁関係にあるため、近親婚を大いに避けることができるが、第三の姓では、この伝統的な習俗、姓の本来の意味に反することになる。全国各地の公安機関は、「婚姻法」第22条の子の姓に関する問題に取り組むにおいて、基準をすべて一致させるものとし、すなわち、子は父の姓または母の姓に従わなければならないのである。要するに、原告の法定代理人が「北雁雲依」という姓名で原告のためにした戸籍登録の申請を拒否する行為は、正しいものであり、人民法院が法により原告の主張を棄却するよう切に願う。

裁判所は、審理を経て以下の通り明らかにした。原告「北雁雲依」は2009年1月25日に生まれ、父親は名を呂曉峰とし、母親は名を張瑞嶂とする。詩と中国の伝統文化への情熱から、呂曉峰と張瑞嶂の夫婦2人は愛娘に「北雁雲依」と名付けることを決定し、なおかつ「北雁雲依」を名として新生児出生証明書と計画出産服務ハンドブックの手続きをして、新生児の戸籍登録審査を行った。2009年2月、呂曉峰は燕山派出所へ赴き、娘のために戸籍登録を申請したが、登録される人の姓は、父または母の姓に従わなければならない、すなわち「呂」または「張」であって、さもないと出生登録手続きの要件に適合しないと警告された。呂曉峰は、娘の戸籍登録を「北雁雲依」を姓名として女兒のために戸籍登録を申請することを堅持したため、被告の燕山派出所は、「婚姻法」第22条の規定に照らして、同日に戸籍登録手続きを拒絶するという具体的行政行為を行った。

当該事件は、2回の公開で開廷された審理を経て、原告「北雁雲依」の法定代理人である呂曉峰が法廷での審理中に、以下のように主張した。すなわち、それは娘のために選んだ「北雁雲依」という姓名であり、「北雁」が姓であり、「雲依」が名である。

事件が法律適用の問題にわたるため、有権機関に解釈または確認を出すよう求めを送る必要があり、当該事件は2010年3月11日に審理を中断する裁定がなされ、中断事由消滅後、当該事件は2015年4月21日に審理が再開された。

裁判結果

済南市歴下区人民法院は、2015年4月25日に、(2010年)歴行初字第4号行政判決を出した。原告「北雁雲依」が請求した、被告燕山派出所が「北雁雲依」を姓名として戸籍登録を行うことを拒絶した行為が違法であると確認するよう求めた訴訟上の請求を棄却する。

第一審の判決が宣告され、なおかつ送達された後、原告・被告の双方とも上訴しなかったため、この判決は法的効力を生じた。

裁判理由

裁判所における有効な判決は次のように判断した。2014年11月1日、第12期全国人民

代表大会常務委員会第11回会議で「全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和國民法通則」第99条第1項、「中華人民共和國婚姻法」第22条に関する解釈」が採択された。当該立法解釈では以下のように規定している。「①公民は法により姓名権を有する。公民が姓名権を行使する場合、社会道徳を尊重しなければならない、社会公共の利益を害してはならない。②公民は原則的に、父の姓または母の姓に従わなければならない。下に列挙する事由の之一がある場合は、父の姓または母の姓のほかから姓を選ぶことができる。(一)他の直系尊属の血縁の姓を選ぶ (二)法定の扶養者以外の人扶養していることにより扶養者の姓を選ぶ (三)公序良俗に反しないその他の正当な理由がある。③少数民族の公民の姓は、その民族の文化的伝統および風俗習慣に従うことができる。」

本事件には、他の直系尊属の血縁の姓を選ぶ、または法定扶養者以外の扶養者の姓を選ぶ、という事由は存在せず、事件の焦点は、原告の法定代理人である呂曉峰が提起した理由が、上述の立法解釈第2項第3号で規定する「公序良俗に反しないその他の正当な理由」に適合しているか否かである。まず、社会の管理と発達の角度から、子が父母の姓を承継することは、社会管理の効率を高めるのに役立つ、管理機関およびその他の社会構成員が姓の使用者の主な社会関係について初歩的な判断をするのに便利である。もし姓の随意的な選択、ひいては姓の恣意的な創設を許容するとしたら、社会管理のコストが増加し、社会および他人の役に立たず、社会秩序の維持および社会の良好な管理の実現に役立たず、社会管理に混乱を引き起こし、社会管理のリスクと不確実性を増加させかねない。次に、公民の姓の選択は、公序良俗にわたるものである。中華の伝統文化において、「姓名」の中の「姓」、つまり姓氏〔姓氏〕は、主に客観的な継承に由来し、先祖から受け継がれ、先祖への敬意、家族への愛等が引き継がれて、血縁の継承、倫理秩序、文化的伝統を体現している。これに対して「名」は、主観的な創造に由来し、父母によって授けられ、個人の好み、人格の特徴、長寿の願い等を伝えるものである。公民が、姓氏を継承することを重視し尊重することは、血縁関係、親族関係を体現するだけでなく、豊かな文化的伝統、倫理観念、人文の感情がよりいっそう引き継がれて、主流の価値観に適合し、中華民族の求心力、結束力の担い手であり鏡である。公民は、原則として、父の姓または母の姓に従うのが、中華の伝統文化および倫理観念に適合するのであり、絶対多数の公民の願いと実際の慣行に適合している。それどころか、もし公民が個人の好みだけで、随意に姓を選び、甚だしきに至っては姓を自ら創設するとしたら、文化的伝統と倫理観念の衝突を引き起こし、社会の善良な風俗および一般道徳の要求に反することになるだろう。さらに、公民は法により姓名権を有するが、公民の姓名権の行使は民事活動に属するので、「民法通則」第99条第1項および「婚姻法」第22条の規定に照らさなければならない、「民法通則」第7条の規定、すなわち社会道徳を尊重し、社会公共の利益を損害してはならない、ということも遵守しなければならない。通常の場合で、父の姓と母の姓のほかで姓を選ぶ行為は、主に実際の扶養関係に変化が生じ、未成年者の心身

の健康に役立つ、個人の人格的尊厳の維持に役立つ等の状況において存在する。本事件において、原告「北雁雲依」の父母が「北雁」を姓として自ら創作し、「北雁雲依」を姓名として選んで娘に与えて戸籍登録を行う理由は、「わが娘の姓名「北雁雲依」の4字は、4つの著名な中国の古典の詩から取られたもので、両親の娘へのすばらしい願い〔美好宿願〕を寓意〔寓意〕している」というものである。この理由は、個人の好みと願望のみによって姓を創作するものであり、明らかに随意性があり、立法解釈第2項第3号の事由に適合しないので、支持するべきではない。

(裁判効力発生の裁判官：任軍，白楊，銭昕)

3 民法典における姓名権

(1) 講学上の姓名権

まず、中国法学における姓名権の扱いはどのようなものであろうか。この点を、近時刊行された民法典の解説書に沿って確認しておこう⁽³⁹⁾。

姓名権、名称権は姓名、名称などの主体的な外在的な標識を内容とする人格権であるため、標準的な人格権ともいう。第一に、姓名権は、自然人が有する決定、変更、使用する権利である。姓名には戸籍簿に登録された正式な姓名と芸名、ペンネームなどの非公式な姓名が含まれている。まず、姓名権の主体は自然人だけで、法人は姓名権を持たない。自然人の人格の文字だけが姓名と呼ばれるので、自然人が姓名を持つ。法人の人格の文字記号は名称であり、名称権を有するのである。第二に、名称権の客体は自然人が自分の人格についての文字表示の専有権である。姓名権の核心問題は姓名についての専有権であり、他人が有し、不法使用してはならず、権利者自身が有し、使用することしかできない。固有の客体は、自然人の人格の文字の標識であり、正式な登録姓名だけでなく、筆名、芸名、別名なども含まれている。最後に、姓名権による基本義務は、他人の姓名を不正に干渉して使用してはならないというものである。姓名権は絶対権、対世権であり、姓名権を持つ本人を除いては、いかなる人も義務主体であり、その姓名権を侵害してはならない義務がある。

第二に、名称権とは、自然人以外の法人又は不法人組織が享有する決定、変更、使用、譲渡する権利をいう。名称権の内容は、名称決定権、名称変更権、名称使用权及び名称譲渡権を含む。まず、名称権は法人、個人パートナーシップ、個人工商業者を主体とする基本的な権利の一つなので、名称権を有することなしに、民事主体は成立することはないのである。次に、名称権の主体は自然人以外の法人と非法人組織である。民法典第4編人格権第3章姓名権と名称権は全6条であり、姓名権、名称権の基本内容を規定し、なおかつ民事主体に対して他人の姓名権、名称権を尊重し保護する基本義務を規定している。主に自然人が姓名権を有すること、法人、非法人組織が名称権を有すること、自然人が姓〔姓氏〕を選ぶことの規定、民事主体の姓名変更等の方面の法的効力に関連するものである。

(2) 中国民法典における規定

姓名権を明文で定める民法典の規定は1012条である。第1012条は「自然人は、姓名権〔姓名権〕を有し、法により自己の姓名を決定、使用、変更または他人が使用することを許可する権利を有するが、ただし、公序良俗に反してはならない。」と規定している。

本条は、自然人の姓名権に関する規定であるとされる。この条文については、以下のように解される。姓名権は自然人が法によりその姓名を決定、使用、変更、または他人に自己の姓名の使用を許可することができる権利である。姓名権は自然人が法によりその姓名について有する権利である。

(3) 従来の学説の概要

姓名について、王澤鑑は「人を区別する言語上の標識で、人を個別化し、外的に表現されてその人の同一性を確定することに用いられる。同一性と個別化は姓名の2つの主要な機能であり、法律の保護すべき利益のために、権利者にその名前を使用させる権利は他人が論争、否定、不正使用をすることで同一性と帰属上の混淆が生じることがないようにする⁽⁴⁰⁾」と述べる。また、姓名権は、人格権の形成とその具体化の発展の過程において、重要な地位にあるとされる。この点、姓名は、姓と名からなっているが、自然人の社会においては他者との違いを示すものとして認識され、姓と名の組み合わせは、社会団体や血縁家族、個人の帰属等を表すものとされる。

姓名権の性質は絶対権であるとされる。姓名権の主体は自然人であることが法的特徴であり、法人、非法人組織は名称権を有しているが、姓名権の主体ではないとされる。他方で、自然人がその姓名を法人、非法人組織等の名称として使用する場合、その姓名は同時に名称権の保護を受けることができる。そして、姓名権の客体は姓名であるが、中国は多民族国家であるので、姓と名の構成も民族によって様々であるものの、すべての人が他人の記号と区別されるように、姓名は文字で表現しなければならないとされている。さらに、姓名権の内容は精神的利益と財産利益を含むもので、姓名権は人格権であるとされる。特に、人格権の中の財産性は日増しに社会において重要視されていて、姓名権の商業化利用が拡大するにつれて、姓名権の中の経済的価値は日増しに明らかになってきており、特に有名人の姓名権はこの面の価値がいっそう際立っている⁽⁴¹⁾とされる。

もっとも、姓名権の本質には学説上の争いがあるとされる。第一に、姓名権の所有権を主張するものである。この説は、ドイツ法を参考に、姓名権は所有権と同様に、第三者に対抗でき、自由に行使できる権利であるとする。この説は、姓名権が絶対権であるという認識と親和的であるが、姓名権の客体が姓名という人格的特徴を持つ客体であること、姓名権には財産的な利益も含まれているが所有権のように譲渡と放棄ができないことから批判がある。第二に、姓名権を身分権とするものである。この説では、具体的な姓名は具体的な身分であり、具体的な姓名は身分関係上の具体的な権利義務を意味すると考えている⁽⁴²⁾。中国の伝統的な世代観は、姓名の現す血

縁関係としても、依然として今日でも認識されている。しかし、身分から契約へという動きもあり、平等な社会では平等な姓名権が必要になる。この点から見れば、姓名権も親族権でなないといえる。第三に、姓名権は人格権であるというものである。この説によれば「姓名権の人文的価値は人と姓名が同一であり、人と姓名が一体であることを意味する。同じ姓名は、同じ性別の価値、感情の意味、深遠な寓意、集团的道德等を追求することを含んでいる。これらの追求は姓名の中に含まれている人の価値追求と精神的内面であり、人格の尊厳の構成部分と本質を構成している。したがって、姓名の権利を侵害することは、姓名に含まれる人格の尊厳を侵害し、人格の利益を踏みじめるものなのである⁽⁴³⁾」。このような観点は現代の文明平等社会の特徴に合致しており、中国の法律のために採用されていると解されている。

また、姓名権の内容としては、第一に、姓名決定権がある。姓名決定権は命名権ともいい、自然人が文字を選んで姓名をつける権利である。すべての自然人には正式な姓名があるとされ、これは公安戸籍登録部門に登録された姓名であると解されている。自然人が持っている身分証に記載されている姓名ということである。自然人は自分の正式な姓名を決定する権利があるが、これと同時に、自分の芸名、ペンネーム、仮名を決定する権利もあるとされる。第二に、姓名の変更権がある。姓名変更権は、自然人が自分の姓名を変更する権利であり、中でも、正式な姓名を変更する場合は、後述のように、相応の法律、法規を遵守しなければならない。自然人の姓名変更権は権利である以上、その変更は他の人に尊重されなければならない。自然人の姓名を尊重することは、姓名権者の人格を尊重することである。そこで他人が悪意をもって侮辱的な表現をすることを禁止している。例えば、野良猫や野良犬などを姓名にすること等が挙げられる。また、未成年者が姓名を変更する場合は、未成年者の意思を考慮しなければならない。未成年者は民事行為無能力者または制限民事行為能力者を含むが、そのうち16歳以上18歳未満で、なおかつ自分の労働収入を主な生活源とすることができる場合を除き、未成年者が姓名の変更を主張して直接変更することはできない。第三に、姓名の使用権である。姓名の使用権とは、自然人が自分の必要を満たすために、自分の姓名を使って各種の社会活動に参加できる権利をいう。ある面では、自然人は身分証に記載されている正式な姓名しか使えないが、場合によっては、正式な姓名を使ってもいいし、芸名、仮名、ペンネームなどを使ってもいいとされる。第四に、他人に使用権を許諾するものである。姓名権は強い一身専属性を持つ一方で、個人の人格と尊厳と結びついている。一方で、姓名権の経済価値がビジネスにおいてますます明らかになるにつれて、自然人は自分の姓名を使って民事活動に従事することもできるし、法律に基づいて他人に自分の姓名を使わせて民事活動に従事させることも許される。実際、有名人の姓名を使って広告をする場合がよくあるが、そこで求められる効果は、商品のプロモーションやブランドの確立に有益であるとされる。

なお、民法典第1012条の条文は、自然人が、公序良俗に反しないという前提の下で、姓名権を有するものであり、法により自分の姓名を決定、使用、変更する、または他人に使用させる権利があることを明確に規定するものとされる。

(4) 小 括

ここまで「北雁雲依」事件およびこれに関連する法規範の解釈、学説の概要を見てきた。

「北雁雲依」事件では、法院においては、主に姓の選ぶる範囲についての法解釈が扱われてきたところ、「北雁」という姓が法の規定する例外的な姓の選択の範囲に含まれるかどうか争われ、これを消極的に解する結論を出したものといえる。

その一方で、本件については興味深い指摘がある。それは、この事件が指導案例 89 号に採用され、全国の法学部で学ばれる典型的裁判となっているにもかかわらず、中国の北方に位置する全国人民代表大会の常務委員会の立法解釈および模範判決としては「北雁雲依」という姓名が否定された一方で、南方に位置する広東省中山市の公安部門では北雁雲依が「北雁雲依」を姓名として戸籍登録することに同意したというのである。済南の法院は、本案判決の際に、北雁雲依が「北雁雲依」を姓名として広東省で登録に成功していたことを知っていたようでもある。もっとも、これは北方が保守の代名詞であるという単純な問題でもないようで、北京市石景山区人民法院行政判決書〔2002〕石行初字第 15 号によれば、北京市民の王文隆がその姓名を「奥古辜耶」に変更することに成功したとされる⁽⁴⁴⁾。しかも、各地では、父の姓でも母の姓でもない姓を創設した姓名が認められた事例も少なからずあるようで、「北雁雲依」が否定されるなら否定されて然るべきとも思われる「春秋戦国」「長弓莫及」「王者栄耀」「謝主隆恩」等が各地の公安機関において登録に成功しているとされる⁽⁴⁵⁾。単に第三の姓を創作するのではなく、父の姓または母の姓と自由な名の文字を組み合わせて、姓名一体で独自の文字列として意味を持たせるようなものもあり、判断は難しいところである。とはいえ、確かに、ある姓名について公序良俗違反という一般条項に該当するかどうかを判断するのは、個人によっても、時代によっても様々な見解や変化があり得ると思われる。本件では、「中華の伝統文化」という文言も用いられているが、この言葉が示すものの内実は何であろうか。いずれにせよ、そのような違いが、一国の北方や南方などで同時代的に現れていることについて、法的な「単一制」とはいえないとして疑問視する見解があり⁽⁴⁶⁾、注目に値する。

4 関連する裁判例と評価

(1) 関連する裁判事例

姓名権に関しては、中国における姓名権のリーディングケースとされる「趙 C 姓名権事件」と称される事件がある⁽⁴⁷⁾。これを紹介する。

訴訟の結論：趙 C は姓名を変更した後、規範化された漢字を使用して法に基づいて変更登録を申請するものとし、月湖公安支局は無料で趙 C に協力して姓名変更後の居民戸籍簿、居民身分証および姓名変更によって名称変更される事項の身分証明書の手続きをするものとする。

基本的な事実の概要

江西鷹潭の公民である趙Cは1986年に生まれ、「趙C」という姓名は生まれた時に父が彼のために取得したものであり、なおかつ同年に戸籍登録を行った。2005年に、趙Cはまたこの名を用いて鷹潭市公安局月湖分局に第一代身分証を申請した。2006年8月、趙Cは派出所に第二代の身分証の交換を申請した。警察は彼に、公安部の通知があり、姓名の中に「C」というアルファベットがあってはならないと伝えた。その後、鷹潭市公安局月湖分局戸政課は、また趙Cに通知した。趙Cという姓名では公安部の戸籍管理システムに入れず、趙Cに改名を提案した。趙Cの父である趙某榮は、公安機関が趙Cに改名を要求し、公民の姓名の自由権を侵害したと考えた。そこで、弁護士の仕事をしている父の趙某榮に励まされて、趙Cは改名に同意せず、2008年1月4日に鷹潭市月湖区裁判所に行政訴訟を提起して、鷹潭市公安局月湖分局に第二代身分証に交換するように請求した。2008年6月6日、鷹潭市月湖区の人民法院は、この事件について一審判決を下し、趙Cは勝訴した。そして、月湖分局は鷹潭市中級人民法院に上訴した。鷹潭市人民裁判所の第二審の繰返しの調整の下で、上訴人と被上訴人は和解の合意に達した。被控訴人の趙Cは、名の変更と規範化された漢字の使用に同意し、法により変更登録を申請した。第二審裁判所は、上告人の鷹潭市月湖公安支局が控訴を取り下げるのは法律の規定に適合すると判断し、さらに法廷で決定し、上告人の鷹潭市月湖公安支局が控訴を取り下げることを認めた。

(2) 本件の評価

本件の争点については以下のような見解がある。一つ目は「居民身分証明法」および「国家通用言語文字法」が中国の姓名権の中の命名権について制限的な規定をしているかどうかである。二つ目は法律の強行規定がない場合、行政法規、行政機関の内部文書は公民の基本的権利を制限することができるかどうかである。三つ目は、趙Cの姓名の中でアルファベットを使うことで社会公共の利益を損ない、伝統文化を破壊するとして改名を要求することができるかということである。第一審、第二審の裁判では、法的争点に関する論争が大きかったようである。判決は、争点については言及しておらず、姓名管理の規範化もしていないが、公安機関と趙Cの姓名変更の和解は、依然として重要な意義を持っている。まず、公共行政管理について、原判決を維持すれば、公安部門は正常な仕事ができなくなり、あるいは高コストでソフトウェアシステムを開発することになる。趙Cが姓名を変更することで、公共資源の無駄遣いを避けることができるのである。第二に、「趙C姓名権」事件の当事者双方は和解したが、「趙C」の姓名自体が合法かどうかは明確な言及がない。しかし、それがもたらした影響はすべての人に波及し、国民の姓名の命名権に一定の指導的意義と参照される価値を与えるものである。最後に、趙C姓名権事件は、中国の姓名権制度の整備に重要な意義を持つものである。趙C姓名権事件は、立法者に国の姓名権立法上の欠落を早く解決すべきであることを認識させ、諸般の外国語文字を人名とし

て使用し、住民身分証を申請する行為を根本的に妨げるものである⁽⁴⁸⁾。

(3) 実務における取扱い

関連条文としては、まず「民法通則」第99条第1項の規定がある。すなわち、「公民は氏名権を有し、自己の氏名を決定、使用および規定に照らして改変する権利を有し、他人の干渉、盗用、冒用を禁止する。」というものである。この規定により、自然人は姓名権を有するものとされる。

次に、「戸籍登録条例〔戸口登記条例〕」第7条では、嬰兒の出生後1か月以内に、世帯主〔戸主〕、親族、養育者〔撫養者〕または隣人が、嬰兒の常住地の戸籍登録機関に出生届を提出する。棄児は、養親〔収養人〕または養育機関が戸籍登録機関に出生登録を申請する。登録時に、姓名を戸籍登録簿に記入する。この時、自然人の姓名は監護者が命名することが多いとされている。自然人の姓名は登録されることによって自然人の正式な姓名となり、法律の保護を受けることになる。なお、自然人は成年でなおかつ完全民事行为能力を有する場合、自己の意思に基づいて自己の姓名を決定する権利があるものとされ、その監護者は成年の自然人の姓名決定権を尊重しなければならないとされる。

本件との関連で、「居民身分証法」第4条では、居民身分証では規範化された漢字を使用するものとし、国家標準に適合する数字・記号を使って記入しなければならない。民族自治地方の自治機関は、その地域の実態に基づき、居民身分証に漢字で登録する内容は、地域自治を行う民族の文字を併用したり、現地共通の文字を選択したりすることができる。したがって、自然人は姓名を選ぶことを決める時に、この規定に適合しなければならない。「姓名登録条例（初稿）」第13条では、姓名は下に列挙する文字、アルファベット、数字、記号を使用し、または含めてはいけない、と規定する。すなわち(1)すでに簡体字化されている繁体字、(2)すでに淘汰された異体字、ただし姓の中の異体字はこの限りではない、(3)自作字、(4)外国文字、(5)中国語ピンイン字母、(6)アラビア数字、(7)記号、(8)規範化された漢字および少数民族文字の範囲を超えたその他の文字、である。「居民身分証法」および「国家通用言語文字法」の規定の精神に基づき、居民身分証の姓名登録項目は、規範化された漢字で記入し、常住人口登録表と居民戸籍簿の姓名登録項目と一致していなければならない。「公安部の新たな常住人口登録表と居民戸籍簿の導入に関する通知」は、姓名登録項目に漢字を使用して記入するよう明確に求めている。

そして「戸籍登録条例」第18条は、公民が姓名を変更する場合、(1)18歳未満の人が姓名を変更する必要がある場合、本人または両親、養子から戸籍登録機関に変更登録を申請する、(2)18歳以上の人は姓名を変更する必要がある場合、本人から戸籍登録機関に変更登録を申請する、と規定する。

また、2014年11月1日に、全国人民代表大会常務委員会は「姓名権立法解釈」を採択した。この中で、公民は法により姓名権を有すると規定する。公民は姓名権を行使するが、社会道徳を尊重し、社会公共の利益を損なってはならない。当該立法解釈は、自然人の姓名権の行使につい

て必要な制限を行うものであって、すなわち社会道徳を尊重し、社会公共の利益に損害を与えてはならないとされる。

さらに、関係部門は、姓名権の法律問題について、最高人民法院の研究室に意見を求めた。同室は研究を経て、「最高人民法院研究室の姓名権の法律問題に関する研究意見」において、以下のように判断した。すなわち、第一に、「姓名」の記入には規範化された漢字を必ず求めるべきか否かの問題である。この点「居民身分証法」第4条に規定されている「規範化された漢字と国家標準に適合した数字記号を使用して記入する」は、居民身分証の「姓名、性別、民族、住所」の事項は規範化された漢字と国家基準に適合した数字を使用して記入しなければならないと理解しなければならないとした。第二に、行政機関はその誤った具体的行政行為を是正しなければならないとせず、趙Cに姓名の変更を求める権利がある、ということである⁽⁴⁹⁾。

(4) 小 括

ここで取りあげた「趙C」事件は、姓名権ないし命名権の中でも、特に文字の種類に関わることであり、なおかつ「C」という比較的単純な文字であることから、これを認めるかどうか争われた事件である。ここでは、人格権的利益も少なからず意識されるが、中国語においてもピンイン字母において「C」という記号自体は用いているので、単純な外国語と捉えることも適切でなく、また、特に珍奇であったり、公序良俗に反するものであったりするとは言えない。そうになると、特に公共の利益に関わる判断であるように思われる。具体的なシステム上に文字が導入されれば登録が可能になるようなものではあるが、しかし、全国的な統一が求められる場面でもあることから、そのような視点での公共の利益も無視することはできないものと思われる。

IV むすび

本稿では、日本法における氏名権の現状を法制度および関連裁判例の紹介によって明らかにした。ここでは、日本における氏名権が、いわば当然のものとして扱われていることにより、民法等の実体法レベルではほとんど規定がないことを確認した。その一方で、氏名権に関する紛争は現実に生じており、特に命名権の制限の基準については、「悪魔」ちゃん事件では権利濫用禁止の法理が用いられたが、氏名権の性質からすれば、ケースごとに公共の福祉の保護ないし公序良俗違反の視点を適切に検討すべきことを指摘した。また、中国については、姓名権が1986年の民法通則や婚姻法において認められていたものの、それらを司法や立法のレベルでより詳しく解釈する規定が出され、今般の民法典の中で人格権編の中で規定が置かれることになった。その過程で生じた「北雁雲依」事件や「趙C」事件では、それぞれ公序良俗違反の視点や公共の利益の視点で判決が出されており、この点では日本法と中国法の共通点が見出された。そして、中国民法典では、公序良俗違反の視点を取り入れた立法がなされたところ、日本法ではそのような規定

がないので、立法論的にも中国民法典は日本民法改正の参考になりうるものと思われる。そして、この点は、中国民法典制定の中でも注目すべき実質的な改正点ではないかと指摘した。

その一方で、残された課題も少なくない。本稿では、日本法の氏名権と中国法の姓名権について、特に概念的な断りも無く比較して論じてきたが、両概念の異同をより明確に定義すべきかどうかについては、更に検討を要する問題であろう。また、氏名権・姓名権については、各国の固有法を含む歴史的・文化的な背景も大いに関係してくるため、そのような方向からの先行研究も多数ある⁽⁵⁰⁾ところ、筆者の能力不足および本稿での問題設定から、本稿では論究できなかった。また、戸籍制度については、日本および中国において、それぞれに詳細な先行研究⁽⁵¹⁾と課題もある。この点は認識しつつ、今後の課題としたい。

* 本研究は令和2年度拓殖大学政治経済研究所研究助成金を受けた研究成果の一部である。

* 本研究はJSPS 科研費19K01252の助成を受けた研究成果の一部である。

《注》

- (1) 椎名規子「氏名の権利 [最高裁昭和63.2.16判決, 東京家裁八王子支部平成6.1.31審判, 最高裁平成27.12.16判決]」戸籍969号, 2019年6月, 105-116頁。
- (2) 五十嵐清『人格権法概説』有斐閣, 2003年, 148-162頁。
- (3) 前掲注(1)論文, 105-116頁。なお、立法例として、イタリア民法典第6条「人の名に対する権利」として、「各人は法によってその者に付与されている名に対する権利を有する。人名には洗礼名および姓が含まれる。」が紹介されている。
- (4) さしあたり河上正二「子の命名権」について — 悪魔ちゃん事件をめぐる — 太田知行 = 荒川重勝 = 生熊長幸編『民事法学への挑戦と新たな構築』創文社, 2008年, 839頁以下とそこに挙げられている参考文献等があるが、枚挙にいとまがない。本稿の論旨から、ここでは氏をめぐる議論には立ち入らない。
- (5) 山川一陽「名」の意義とその機能 — 裁判例と先例を通して — 同『戸籍実務の理論と家族法』日本加除出版, 2013年, 236頁。
- (6) 窪田充見『家族法 民法を学ぶ [第4版]』有斐閣, 2019年, 466頁。なお、大判大正4・7・3民録21輯1176頁も参照。
- (7) 前掲注(5)書, 236頁。なお、大判大正10・7・13民録27輯1318頁参照。
- (8) 命名については、氏と名の双方に関わり得るが、前述のように、氏には固有の議論があり、その結果として、日本法では「氏を命名する」という余地は制限されているため、ここでは立ち入らない。
- (9) 穂積陳重『実名敬避俗研究』刀江書院, 1926年, 19頁, 33頁。なお、同書の校訂本として穂積陳重著, 穂積重行校訂『忌み名の研究』講談社(講談社学術文庫), 1992年も参照。
- (10) 山主政幸『家族法論集』法律文化社, 1962年, 24頁。なお、山主は、日本においては、名については同様であるとしても、氏はこのようなものではないことも指摘している。
- (11) 名古屋高決昭和38・11・9家月16巻3号107頁。
- (12) 東京家審昭和35・1・19家月12巻5号141頁。
- (13) 前掲注(5)書, 239-240頁参照。
- (14) 前掲注(5)書, 240頁。
- (15) 大村敦志『民法読解親族編』有斐閣, 2015年, 180頁。

- (16) 井戸田博史「第6章 出生子命名権——「悪魔」「琉」命名事件——井戸田博史『氏と名と族称 その法史学的研究』法律文化社、2003年、150-153頁。
- (17) 谷口知平=加納實=澤井種雄編『大阪家庭裁判所家事部決議録』有斐閣、1960年、240頁、中川淳「判批」判評429号(判時1503号)69頁。
- (18) 戒能通孝「子を命名する権利と義務」末川博=中川善之助=舟橋諄一=我妻栄『家族法の諸問題 穂積先生追悼論文集』有斐閣、1952年、329頁、大里知彦「人名について考える——「悪魔」ちゃん騒動から学ぶべきもの——」戸籍623号、41頁等。
- (19) 田中実「命名の法理」法学研究37巻10号、16頁、高梨公之「名と戸籍名」日本法学30巻1号、9頁、前掲注(16)書、152-153頁等。
- (20) 前掲注(16)書、152頁。
- (21) 前掲注(19)田中実論文、16頁。
- (22) 前掲注(16)書、152頁。
- (23) 前掲注(5)書、251頁。
- (24) 昭和45年5月24日~25日熊本県連合戸協決議・同年10月14日福岡法務局長変更認可、昭和28年6月26日~27日名古屋局管内北陸都市戸協決議・同年29年1月13日法務省民事局変更指示等。
- (25) 東京高決昭和26年4月9日家月3巻3号13頁、名古屋家一宮支審昭和38年10月8日家月16巻13号107頁、函館家審昭和45年10月22日家月23巻6号73頁等。
- (26) 東京家裁八王子支部平成6年1月31日審判。評釈は多数あるが、河上正二「判批」『民法判例百選Ⅲ親族・相続[第2版]』有斐閣、2018年、88-89頁およびその引用文献を参照。
- (27) 前掲注(26)論文によれば、その後の経緯として、A市はこの審判を不服として即時抗告がなされたが、Xは「名前がない状態がこれ以上続くのは子供にとってよくない」(朝日新聞平成6年2月16日)として、東京家裁八王子支部に対する不服申立てを取り下げ、事件は終了した。一方で、父親からA市に対して「阿久魔」ではどうかとの問い合わせがあったが、市は当て字でも『あくま』は駄目であるとの立場を回答し(朝日新聞平成6年3月16日)、その後、子を「あく」などと呼び慣れ親しんでいることもあり「亜駆」と命名されて、届出が正式受理され、事件は最終的決着をみたとされる。
- (28) 加藤一郎『「悪魔」騒ぎを考える』法教164号、97頁、石川稔「判批」リマークス1995(上)、89頁。
- (29) 前掲注(4)論文、前掲注(26)論文、89頁。
- (30) 野田愛子「「悪魔」という名前の子供」ジュリ1042号、70頁、三村美美子『「悪魔ちゃん」命名事件に寄せて』亜細亜法学29巻1号、183頁等。
- (31) 前掲注(1)論文、105-116頁。
- (32) 前掲注(4)論文、前掲注(26)論文、89頁。
- (33) 名古屋高決昭和38・11・9高民集16巻8号664頁。なお、名古屋家裁一宮支部審昭和38・10・8家月16巻13号107頁、東京家審昭和49・4・9家月28巻3号56頁も参照。
- (34) 東京高決昭和26・4・9家月3巻3号13頁。
- (35) 前掲注(15)書、180頁。なお、吉井啓子「1993年のフランス家族法改正による命名・氏名の変更に関する新規定」同志社法学48巻6号、129頁以下も参照。
- (36) 滑璇「2015年中国十大影響性訴訟」南方周末2016年1月21日。
- (37) 中国民法典の制定については、さしあたり長友昭「中華人民共和國民法典における物権編の紹介と試訳——2007年物権法との比較の視点から」拓殖大学論集政治・経済・法律研究23巻1号、2020年を参照。
- (38) 中国民法典の人格権編については、長友昭「中華人民共和國民法典人格権編の試訳——従来の関連規定からの改正点・対照資料として」千葉商大論叢58巻3号、2021年を参照。
- (39) 中国審判理論研究会民事審判理論専門委員会編著『民法典人格権編条文理解與私法活用』法律出版

- 社，2020年，157頁以下参照。
- (40) 王澤鑑『人格権法』北京大学出版社，2013年，116頁。
 - (41) 王利明『人格権法研究』中国人民大学出版社，2018年，364頁。
 - (42) 袁雪石「姓名権本質変革論」法律科学2005年第2期，45頁。
 - (43) 王歌雅「姓名権の価値内蘊與法律規制」法学雑誌，2009年第1期，33頁。
 - (44) 劉練軍『公法上の姓名権』北京大学出版社，2019年，23頁。
 - (45) 同上。
 - (46) 同上。
 - (47) 江西省鷹潭市中級人民法院（2008）鷹行終字第5号行政裁定書。
 - (48) 李予酸 = 牛占斌「我的名字誰做主？——論姓名命名権的自由與限制」法律適用2009年第6期，4頁。
 - (49) 前掲注(39)書，159頁。
 - (50) 中国については，子への命名について，「幼名」と成人についての「輩名」に分けて検討されている。幼名については永尾龍造『支那民俗誌』支那民俗誌刊行會，1942年（同書の復刊は大空社，2002年），輩名については中生勝美「中国の命名法と輩行制」上野和男 = 森謙二編『名前と社会 名づけの家族史』早稲田大学出版部，1999年，郭明昆『中国の家族制度及び言語の研究』東方学会，1962年，仁井田陸『旧中国社会の「仲間」主義と家族——団体的所有の問題をも合わせて——』日本法社会学会編『家族制度の研究 下』有斐閣，1957年，上田信『伝統中国〈盆地〉〈宗族〉にみる明清時代』講談社，1995年等がある。
 - (51) 中国について，さしあたり王峰『中国戸籍制度改革研究』中国政法大学出版社，2018年参照。

（原稿受付 2020年10月28日）